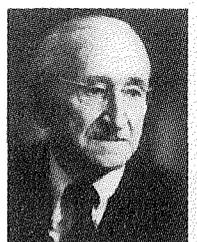


# 65 自由の条件 F・A・ハイエク

The Constitution of Liberty, 1960, Friedrich August von Hayek

F・A・ハイエクは、二十世紀の先進国が直面している問題を次のように指摘する。人類は産業革命以来、自由の旗の下で大きな発展を遂げてきた。特に十九世紀から二十世紀にかけての経済的成長は、普通の人々に対しても、かつてどんな王国の王も手に入れることのできなかったほどの物質的繁栄をもたらした。しかし、今や、われわれは、この繁栄が人々の自由な活動にもとづくものであることを忘れ、繁栄を確保する別の手段を模索している。それは繁栄への道ではなく、隷従と沈滞への道なのである。この主張は、前作『隷従への道』（一九四四年）から、次作『法と立法と自由』（一九七三、七六、七九年）へと受け継がれていった彼の自由論への入り口である。彼の自由主義者としての地位は『隷従への道』で確立されたのであるが、それに対する評価は主に総論賛成各論反対の傾向が強かった。特に、ナチス・ドイツや社会主義国家と、福祉国家を同じ範疇に入れて批判するという方法は、ほとんどの人々から攻撃されたといつてよい。そこでハイエクは、より深く自由主義の意味を知らしめるべく『自由の条件』を執筆したのである。

ハイエクの自由主義を理解するためには、まず「自生的秩序」という概念を理解しなければならない。複数の人間が、互いに他と関わるような行動計画を立てるとき、他者の行動計画は不確実性を生む。互いの行動計画を知ることができない場合、他者の行動が自分の行動の障害になる可能性もあり、当初の計画を実行できないという事態にもなりかねないであろう。人々の関係が一度きりの関係である場合は、情報の不足は回避できないこともあるのだが、それが繰り返される場合、他者の行為が、各人の中に経験として蓄積され、次回に行動計画を立てるときとの与件となる。その関係が継続され続けると、人々の行動の中に一定のパターンが形成されるようになる。慣習化された行動は、そもそも「人々の行為の結果として」生まれたにもかかわらず、逆にルールとして人々の行動を束縛するようになる。そして、少なくともそのルールに従って行動する限りは、大きな不確実性にはさらされることはない。また、このルールは人が作り出した規制ではないので、人々を暴力的に強制するものではない。そのルールに疑問を持つ者がいれば、あえて不



自生的秩序

社会の中に人の理性による設計にもとづかないルールが存在するという考え方の起源は、ヒュームにまでさかのぼれる。しかし、ハイエクが直接的に参考としたのは、カール・メンガーの有機体的社会現象論であろう。「自生的秩序」という言葉自体はマイケル・ポランニーの発明であるが、ハイエクとポランニーの議論は、後年やや異なっている。

社会に分散した知識  
社会主義計算論争において、社会主義計算の可能性を主張するランゲらに対してハイエク

確実性を甘受して束縛を破って大きな利を得ることもできる。ハイエクはこのようなルールを「自生的秩序」と呼んだ。自生的秩序は、そもそもが人々の具体的な行動と結びついているために、詳細でしかも広い範囲に行き渡っている。また、具体的行動と結びついたルールだからこそ、社会に分散した知識を利用可能なものにすることができるのである。ハイエクは、われわれの社会は、このようなルールによって支えられており、それを尊重することが自由な社会を守ることに繋がると考えた。

自生的秩序の一つの例が市場である。市場は単なる交換の場ではなく、約束を守るとか人のものには無断でさわらないといった慣行的なルールから、商法や刑法といった成文化された法律まで数多くのルールの束として考えられる。こういったルールの束があるからこそ、人々は自由な経済活動を維持することができ、その成果を享受することができる。しかし、このような自生的な秩序を無視して、特定の目的のために設計主義的合理主義的にある法律を強制するとどうなるのか。このとき、そのような法律は、その秩序が市場の中でどのような働きをしてきたかということが無関係に、一方的に人々の行為を規制することになる。その結果、押しつけられた法律は当初の目的を達成できないのみならず、そのような法律がなかったならば得られたであろう多くの利益を失うことになる、とハイエクは主張する。

ハイエクの自由論で特徴的なのは、自由によって得られるものが事前にはよくわからない点を認めることにある。しかし、これは彼の自由論の限界を意味しない。なぜなら、理性による全体的な利益の把握を否定したハイエクにとつて、「市場の利益」を指し示すこともまた、設計主義的合理主義の思ひ上がりにすぎないからである。

本書では、福祉国家の具体的な制度（累進課税、社会保障など）への具体的な批判も行われている。その中で、注目すべきなのは民主主義批判であろう。われわれの社会では不可侵と考えられている民主主義という聖域も、盲信すると自由の抑圧のもとになる、とハイエクは考える。民主主義はあくまで意思決定の手段であり、多数派の支配を正当化するものではない。民主主義を尊ぶことが自体が目的化してしまうと、それは少数派に回った人々の自由の深刻な抑圧を生むことになる。

一九八〇年代の新自由主義の限界の露呈、その後の自由主義・共同体主義論争などを経て、今やかなり窮地に立たされている自由主義であるが、にもかかわらず二十世紀の社会思想として受け継がれるとすれば、それは第一にハイエクの自由論であることは間違いない。

### （江頭進）

翻訳 ● 気賀健三・古賀勝次郎訳『自由の条件』（春秋社「ハイエク全集」、一九八六・八七年）／参考文献 ● 間宮陽介著『ケインズとハイエク』（中公新書、一九八九年）

が行った反論の中に現れる概念。市場を通じてしか、価格の決定といった経済計算は不可能であると主張したミーズに対して、ランゲやテイラーは価格の初期値さえ決まれば、後は試行錯誤の過程を経れば均衡価格が決定できると主張した。これに対して、ハイエクはそのような調整においては、各個人が持っている具体的でマニュアル化できないような知識が必要であり、政策当局がそれをすべて集めることは不可能であると反論した。設計主義的合理主義ハイエクは、デカルトに始まる大陸合理論を設計主義的合理主義として否定する。これは、社会のすべてを何らかの形で分類し、それを再び合理的に組み上げることによって、理想的な社会が建設できるとする考え方であると、ハイエクは説明している。